

## 行財政改革大綱体系図新旧対照 用語解説

注釈	用語	用語の説明
※ 1	行政評価	市が行う事務事業等について、一定の基準、指標をもって、コストや成果を把握して、必要性、効率性、有効性、優先性、公平性を判定し、次の契約や予算などに反映させるための総合的な評価のこと。
※ 2	人事評価制度	職員の能力や実績を適正に評価することにより、組織の人材育成と効果的な人材活用を行うこと。
※ 3	アウトソーシング	「民営化」「指定管理者制度」などの手法により、民間により施設管理運営や業務の実施が行われること。 民間の持つノウハウが活用され、住民サービスの向上や効率的な管理運営が行われることが期待される。
※ 4	市税	個人市民税や法人市民税などの市民税、土地及び家屋並びに償却資産などの固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税などのこと。
※ 5	債権	金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利のこと（地方自治法第 240 条第 1 項に規定）。
※ 6	受益者負担	特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担（各種の公共料金，使用料，手数料など）させること。
※ 7	経常経費	毎年度連続して固定的に支出される経費のこと。 例えば、職員等の人件費、社会保障関係費用等の扶助費、光熱費や消耗品費等の物件費、維持補修費、地方公共団体が借り入れた借金（地方債や一時借入金）の元利償還金等の公債費など。
※ 8	補助金・負担金	各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などのこと。
※ 9	市債	市が建設事業等の財源を調達するために行う借金。
※ 10	ファシリティマネジメント	所有する全資産を経営資源と考え、全市的視点で資産を効率的・効果的に管理運営すること。

注釈	用語	用語の説明
※11	情報通信技術	情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
※12	電子自治体	各自治体において市民・職員が情報通信技術を使える環境を整備し、さらには情報通信技術を使える能力を育成するための場を提供し、自治体間、自治体内部、自治体対市民・民間企業や非営利団体（NPO）をはじめとする団体間の行政手続・広報広聴に情報通信技術を活用することで、効率化・簡素化・費用削減・市民の利便性の向上と満足度を高め、地域の活性化を旨とするもの。
※13	マイナンバーカード	本人の申請により取得できるプラスチック製の IC チップ付きカード。券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示される。 本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax（国税電子申請・納税システム）等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスに利用することができる。
※14	セキュリティポリシー	本市の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたもの。
※15	情報公開制度	行政機関の保有する情報を開示請求する権利を国民に認める制度。
※16	住民自治	地域の行政が、そこで生活している住民の意思と責任に基づいて処理されること。
※17	トップマネジメント	経営方針などの重要事項について、意志決定を行う経営管理組織の最上層部の機関のこと。
※18	基金	法律や条例に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するもの。